

## 「空き家対策まちづくり支援 空き家見守りサービス」の注意事項

1. 「空き家見守りサービス」は、建物・敷地の目視巡回です。(物件の管理ではありません。)
2. お申込みいただいてから実施する物件の現状確認については、費用はかかりません。改善が必要な場合は契約前に改善をお願いする場合があります。
3. 現状確認時の物件の状態によっては、契約できない場合があります。
4. 火災や盗難防止の為、過度の家財や貴重品は残さないようお願いします。
5. 火災保険や家財保険への加入をお勧めします。代理店のご紹介もできますのでご相談ください。
6. 悪臭の発生を防ぐ為に浄化槽等の清掃の実施、敷地内の動産の撤去や片づけをお願いします。
7. 電気や水道は巡回に使用しません。
8. 郵便局に、郵便物の転居・転送届を提出して下さい。1年毎に更新の手続きが必要です。
9. 巡回にあたり駐車場が必要です。別途駐車料金が発生する場合は、駐車料金を加算することがあります。
10. オプションによるサービスは、別途料金がかかります。
11. 契約期間は3ヶ月以上とさせていただきます。
12. 料金は前払いとし、前月の25日までに振込み又は口座振替にてお支払いください。お支払いの際の手数料はお客様にてご負担ください。
13. 契約期間中の解約は、解約月の1ヶ月前までにご連絡ください。3ヶ月未満で解約する場合は原則として返金いたしませんのでご了承ください。
14. 巡回実施日のご指定はご遠慮ください。
15. お客様からの追加のご依頼による巡回については、別途料金がかかります。
16. 見守りサービスの中で、震度4以上の地震や台風時の暴風警報発令解除後の巡回については、安全の確認をした後5日以内に実施し、定期巡回と兼ねる場合があります。
17. 写真を添えた報告書は、メールまたは郵送にてお送りします。(国内のみ無料)
18. ポスト内の郵便物やチラシ類は、お客様のご要望により報告書と共に郵送いたします。(国外と重量100グラム以上の場合は別途料金がかかります。)
19. お客様のご希望により、当社の連絡先記載の看板(無料)を設置します。
20. 「空き地」の見守りもいたします。料金が異なりますのでご相談ください。
21. 個人情報の取扱いは、一般財団法人浜松まちづくり公社個人情報保護規程によります。

2016.6.15現在